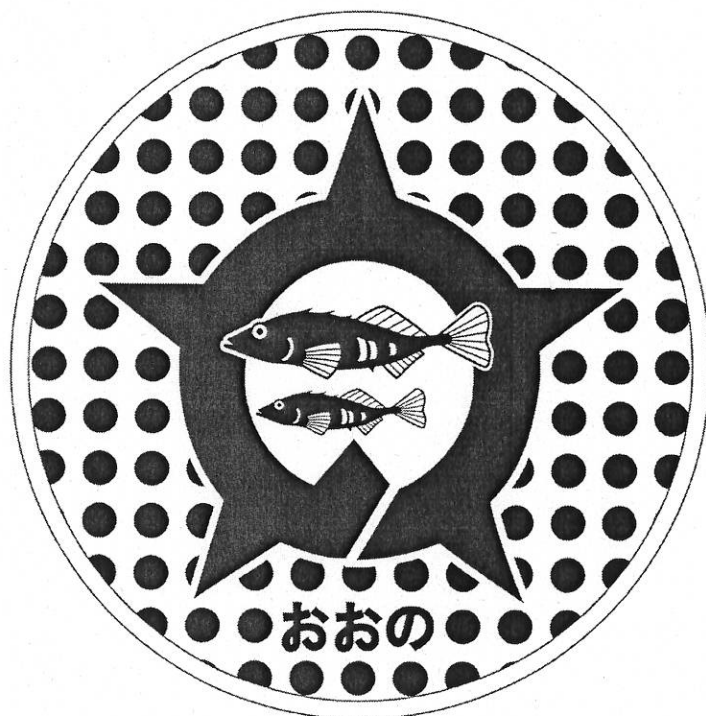


排水設備工事マニュアル

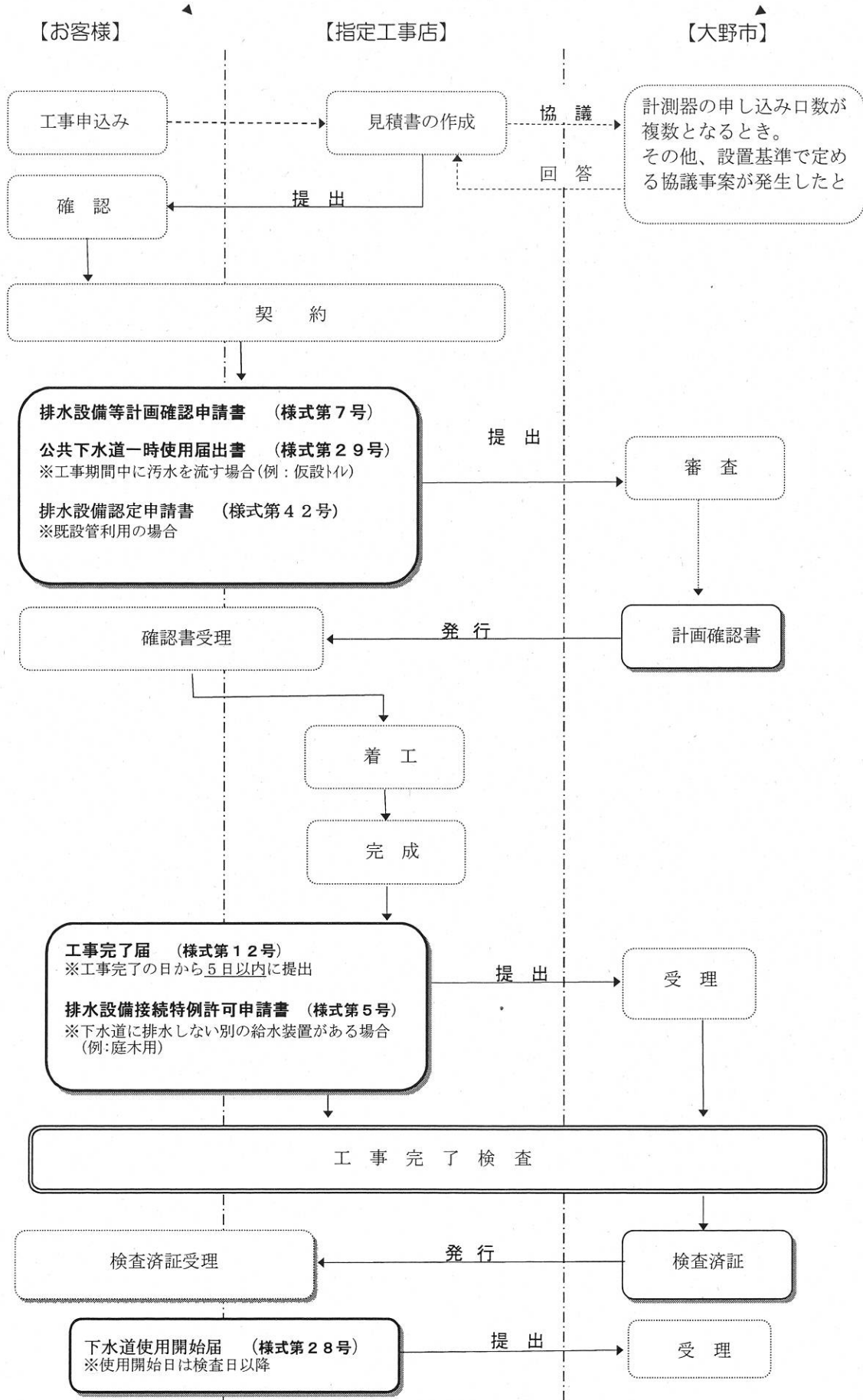


大野市上下水道課

目 次

排水設備工事フロー	1
事務手続きの仕方	2
1. 確認申請時	2
2. 完了時	2
3. 検査済証交付後	2
◇ 申請書および完成届の記載方法	3
◇ 使用開始届の記載方法	4
◇ 申請書および完成届の添付図面記入例	5 ~ 6
◇ 別添資料1 (ケース別申請様式一覧)	7
◇ 別添様式1 (自主検査チェックリスト)	8
減量制度および接続特例制度について	9
事業場等の排水設備を実施する指定工事店の皆様へ	10
指定工事店の責務について	11 ~ 12
(資料編)	
排水設備設置基準	13 ~ 14
注意事項	15
★ 基本的事項	15
★ 下水道課と事前協議を要する事項	15 ~ 16
排水設備設計・施工基準	17
排水設備等計画確認申請書の作成要領	18 ~ 20
(参考様式編)	
参考様式一覧	21
◇ 様式	22 ~ 33

排水設備工事フロー(公共下水道)



事務手続きの仕方(公共下水道)

1. 確認申請時

※申請書は着工前に余裕をもって提出すること。(審査には、約1週間程度かかります。)

※口径20mm、25mm以外の計測器や特殊な計測器の入手には、約1月程度かかります。

※図面等のサイズは、原則A4サイズとすること。

★排水設備等計画確認申請書 (様式第7号)

☆添付書類(各1部)

- ・付近の見取図 …… 住宅地図等にわかりやすくマークすること 記入例 図1(P5)参照
- ・配置図 …… 敷地、建物、給水・排水経路を明確に記入すること(給水経路、計測器、カウンタは青色表示。減量メーター、特例ポンプは赤色表示。上水道は緑色表示) 記入例 図2(P5)参照
- ・縦断面図 …… 管径、勾配、延長、ます種類、ます径等を記入すること 記入例 図3(P6)参照
- ・工事調書 …… 様式第9号、あるいは見積書写しでも可

(その他)必要に応じて市より指示します

- ・配管図 …… 2階等で平面図でわかりにくい場合添付する
- ・構造詳細図 …… 阻集器等の承認図、またはカタログの写しなど

★ケース別申請様式一覧 …… 別添資料1 (P7)参照

2. 完了

※完了届は、工事完了の翌日から5日以内に提出すること。なお、ここでいう「完成年月日」とは、排水設備に係る工事の完成日であり、引渡し日や入居の日ではありません。

※図面等のサイズは、原則A4サイズとすること。

★排水設備等工事完了届 (様式第12号)

☆添付書類(各1部)

- ・付近の見取図 …… 住宅地図等にわかりやすくマークすること
- ・完成配置図 …… 竣工図
- ・完成縦断面図 …… 竣工図
- ・工事調書 …… 様式第9号、あるいは精算書写しでも可
- ・写真 …… ①着工前全景 ②完成後全景
③計測器設置状況 ④カウンター設置状況
⑤砂基礎施工状況 ⑥配管状況
⑦浄化槽の清掃、撤去状況
※写真には黒板を入れ、日付け、申請者名及び内容を明記すること。
- ・自主検査チェックリスト…… 別添様式1 (P8)参照

3. 検査済証交付後

※下水道使用開始届は、検査済証交付後速やかに提出すること。

★下水道使用開始届 (様式第28号)

※排水設備等の各種申請様式は大野市のホームページよりダウンロードできます。

申請書および完成届の記載方法（公共下水道）

様式第7号（第8条関係）

大野市長 殿

年 月 日

排水設備等計画確認申請書

申請者 住所又は所在地、
氏名又は名称 印

☆住所・氏名他、申請人の連絡先および確認印を必ず貰ってください。

印

（※本人にあっては、至たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

排水設備等を新設（増設・改造）したいので、大野市公共下水道条例第5条第1項の規定により申請します。

設置場所	大野市、☆設置場所の住所	下水道道番号
土地所有者（※当番を○で囲むこと）	1 申請書と同じ 2 下記のとおり 住所、☆申請人と異なる 氏名	1 申請書と同じ 2 下記のとおり
建物所有者（※当番を○で囲むこと）	3 店舗（ ） 4 工場等（ ）	
種別	1 一般住宅（世帯、人） 2 アパート（世帯、人）	
業種	5 店舗、工場等兼住宅（世帯、人）	
（※当番を○で囲むこと、以下同じ）	6 公衆浴場 7 病院等 8 官公署学校等、	
	9 その他（ ）	
工事内容	排水設備、1 新設 2 合併処理浄化槽撤去 3 増設 4 改造、	
	水洗便所、1 新設 2（合併・単独）浄化槽撤去 3 増設 4 改造、	
便所個所	全（ ）箇所、 うち今回工事（ ）箇所、	資金の貸付希望、1 有 2 無、
排除区分	1 水道 2 井戸 3 併用、	1 汚水 2 雑排水に適合しない汚水、
計測器設置	1 新設流量（塞、ホウブ）の口径 mm） 2 既設利用、	
工事期間	年 月 日 から 年 月 日まで、	
指定工事店（氏名又は名称）	印	公共ますの箱無、1 あり（個） 2 なし、
営業所（氏名又は名称）	印	減量メータの箱無、1 あり（器） 2 なし、
責任技術者（氏名）	印	換気特別許可申請の箱無、1 あり（件） 2 なし、
排水設備工事主任技師（氏名）	印	※整 理 番 号

（注）添付図書は裏面のとおり。排水設備に関し、土地所有者その他利害関係人がある場合は、その承諾を得てから申請すること。
※欄は、記入しないでください。【第2版】

必ず記入

様式第12号（第9条関係）

大野市長 殿

平成 年 月 日

排水設備等工事完了届

届出者（設置者）住所又は所在地、
氏名又は名称 印

☆住所・氏名他、申請人の連絡先および確認印を必ず貰ってください。

印

（※本人にあっては、至たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

排水設備（除害施設）の新設（増設・改造）の工事が完了したので、大野市公共下水道条例第5条第1項の規定により届け出ます。

工事区分	排水設備	1 新設	2 合併処理浄化槽撤去	3 増設	4 改造
水洗便所（※当番を○で囲むこと）	1 新設	2（合併・単独）浄化槽撤去	3 増設	4 改造	
除害施設	1 新設	2 増設	3 工程改善	4 その他（ ）	
設置場所	大野市、☆設置場所の住所	別に完成配置図を添付すること。 （様式第7号の配置図に準じて作成のこと）			
氏名又は名称	☆届出者または使用者	下水道番号	第 号	号	
竣工年月日	年 月 日	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	
排除汚水の水量及び水質（※当番を○で囲むこと）	水質	毎時（秒）	m ³		
	所在地	指定番号（大野下水道第 号）			
指定工事店	氏名又は名称	所在地	氏名又は名称		
営業所	氏名又は名称	所在地	氏名又は名称		
計測器設置場所	【記載例：正面玄関の右横（電メーター付近）】				
減量計測器設置の有無	1 無	2 有			※市 使 用 欄
換気特別許可の有無	1 無	2 有			
備考					

（注）工事が完了後5日以内に提出してください。※欄は、記入しないでください。【第2版】

必ず記入

必ず記入

（ ）内もわかる範囲

排水設備における主たる内容を○で囲む。
（例：主に既設管利用=②～④）

既存トイレ状態をどうするか○で囲む。

資金の貸付希望有的場合、事前に下水道課に確認願います。

公共ますが、なしの場合、工事期間を十分考慮し申請してください。

減量制度を利用する場合、ありを○で囲む。

下水に全く排水されない専用のポンプまたはポンプの機能として、複数の吐出しがあり、一方を下水に供しない場合は、ありを○で囲む。

必ず記入

使用開始届の記載方法 (公共下水道)

様式第28号 (第27条関係)

平成 年 月 日

下水道使用開始 (休止、廃止、再開) 届

大野市長 殿

使用者 (料金納入義務者) ☆住所・氏名他、申請人の連絡先および確認印を必ず貰ってください。
住所又は所在地 (ふりがな)
氏名又は名称 印

住 ()
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
第1条第1項の規定により届け出ます。

公共下水道の使用を開始 (休止、廃止、再開) したいので、大野市公共下水道条例第21条第1項の規定により届け出ます。

届出区分 (電話番号を) 1 開始 2 休止 3 廃止 4 再開
1 開始 2 休止 3 廃止 4 再開
平成 年 月 日

使用場所	1 使用者の住所又は所在地と同じ 2 下記のとおり			使用人数	人
使用料金 納入方法	1 口座振替 2 納付書	通知等 送付先	1 使用者と同じ 2 使用場所と同じ 3 下記のとおり		

個人の場合	1 使用者と同じ 2 使用場所と同じ 3 下記のとおり	性別	生 年 月 日
	使用者の住居登録地	男 M T	
	☆申請人と異なる	女 S H	年 月 日

休止・廃止の場合	休止・廃止の理由	1 使用者と同じ 2 住民登録地と同じ 3 下記のとおり
		単独居住所・連立居住所 ()

振込済証番号	(下水道番号と同じ)		
排除区分	1 井戸水 (計測器 基) 2 上水道 3 併用 (計測器 基)	併用 (計測器 基)	
業 種	1 一般家庭 2 集合住宅 3 その他 ()	【計測器口径 mm】 【計測器No. m3】	
持 除 (減圧計測器)	1 無 2 有	【計測器 基、計測器No. m3】	
接続事例	1 無 2 有	除害施設 1 無 2 有	

空堀設置号	空堀利権	空堀利用	空堀利用日
		空堀利用	空堀利用日

※欄は、記入しないでください。 【第3版】

長期にわたり利用がない場合、休止、下水道使用を取り止める場合は、廃止に○をする。
(例:長期入院等により不在になる場合=②)

本人確認のため必ず記入してください。

必ず記入

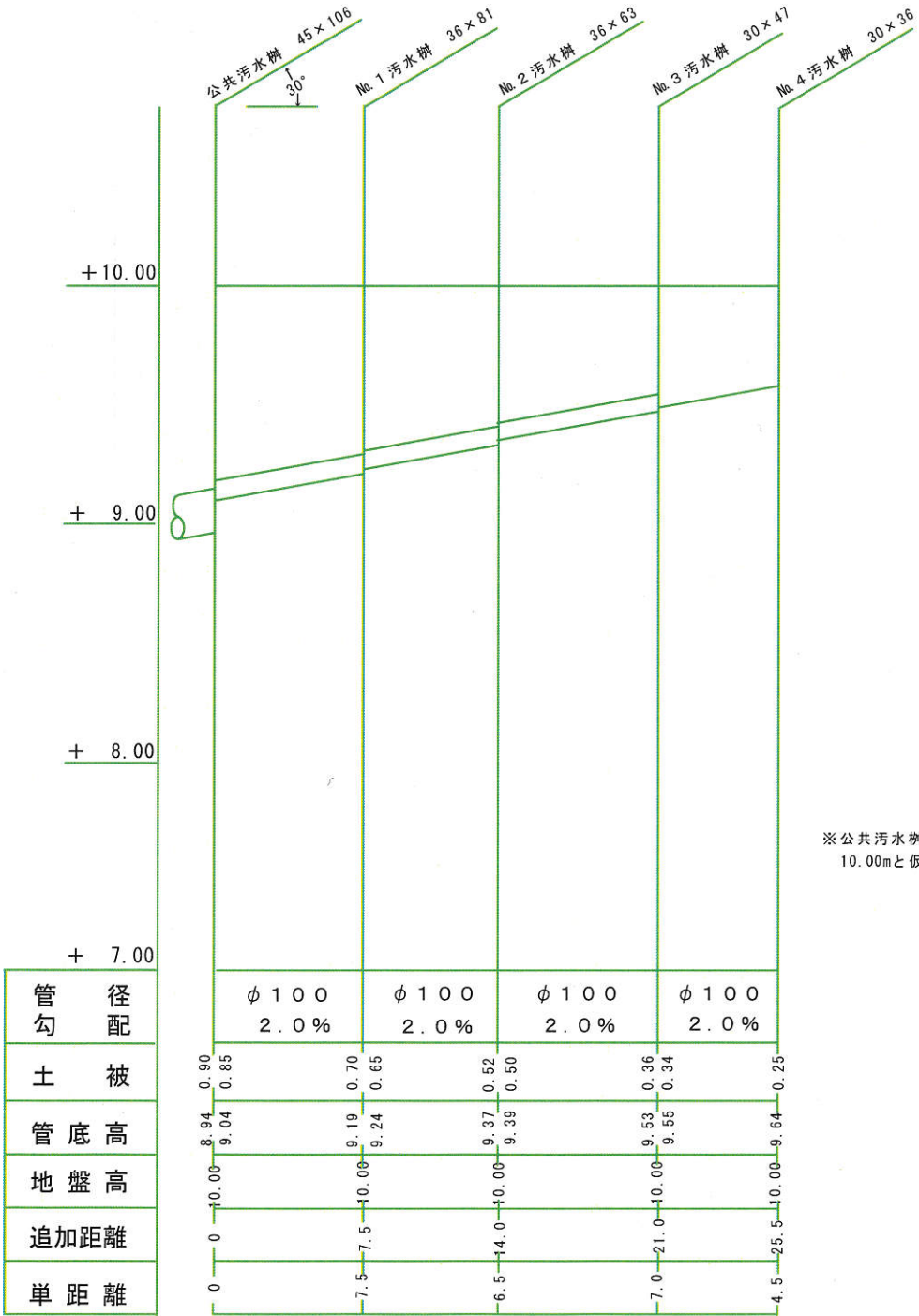
記入例

縦断図

図 3

(4) 縦断図

設置予定場所	
設置予定者 (氏名又は名)	



※ 公共汚水樹蓋高を
10.00mと仮定する

ケース別申請様式一覧

・供用開始の区域に公示された日から1年以内に排水設備工事をすることになります。

ケース	様式番号	様式名称	備考
1. 排水設備新規等	様式7	排水設備等計画確認申請書	①排水設備と水洗トイレが同時施工の場合 同時検査→同時に使用届
2. 必要に応じて申請			
・一時的に公共下水道を使用する場合	様式29 様式30	公共下水道一時使用届出書 公共下水道一時使用届出事項変更届出書	工事期間中、汚水を流す場合。(例:仮設トイレでの利用等)
・公共ますが設置されていない場合	様式41	公共ます及び取付管新設(撤去)申請書	公共ますの新設を希望する場合は、余裕をもって申請すること。
・認可区域外、供用公示区域外で、公共下水道を利用する場合	様式1 (区域外用)	大野市公共下水道区域外流入(変更)申請書	要件(区域外流入取扱要綱第3条) (1)公共下水道または私道公共下水道の管渠に面する土地の場合 (2)上記土地に隣接する土地の場合
・既設管を使用し、公共下水道を利用する場合	様式42	排水設備認定申請書	勾配、土被りの確認がとれる書類を添付すること。

・その他

ケース	様式番号	様式名称	備考
・下水に全く排水されない専用のポンプを新設または既存で利用する場合	様式5	排水設備接続特例許可申請書 写真(ポンプの設置状況が分かるもの)	ポンプの機能として、複数の吐出しがあり、一方を下水に供しない場合も同様の申請を要する。
・控除用計測器を設置した場合	様式31	排除汚水量認定申告書	使用量を控除したい場合は、使用開始届提出後、使用期毎に申告(個人で申告)する必要がある。

自主検査チェックリスト

平成 年 月 日

設置場所:	指定工事店名:	印
設置者名:	責任技術者名:	印
	給水工事主任技術者:	印

◆着手前

供用開始区域内か確認したか	現地調査は十分か	
工事内容を施主に説明したか	設計書に施主の承諾印をもらったか	
計画確認書を交付されたか	確認書指示事項の処理をしたか	
着工前全景写真をとったか	減量メーターの設置場所は適切か	
事業場排水かどうか確認したか	給水経路を確認をしたか	
浄化槽廃止届は提出したか	一時使用届は提出したか	
現場の条件等により設置基準を満たせない場合や既存の配管を利用する場合に下水道課と事前協議したか		
池や庭の散水等に供するための、別ポンプの有無について確認したか		
計測器とカウンタ設置予定箇所に支障がないか。計測器とカウンタ設置の距離に問題はないか		
処理した生ごみ等を除去する機能を有するディスポーザ(ディスポーザ排水処理システム)を設置する計画があり、事前に下水道課と協議し、関係書類及び確約書を提出したか(単独ディスポーザは使用不可)		

◆トイレ・水まわり

水洗器具類は規格品であるか	施主に使用便器の承諾を受けたか	
便器の設置は基準どおりか	洗浄水の量・水圧は十分か	
給水管の腐食や漏水はないか	改修後の仕上げはよいか	
凍結対策は完全か		

◆排水設備

汚水管の管径及び勾配は適切か	極端な落差がある場合(0.6m以上)、ドロップますは設置したか	
土かぶり厚は20cm以上あるか	管・マスの接続は確実か。配管状況写真はとったか	
浴室からの流出箇所にごみよけ機能はあるか	雨水管が接続していないか	
台所からの流出箇所に油脂の分離機能があるか	埋め戻し土は良質土か	
マスの間隔はφ100の場合、12m以内か	砂基礎は確実か。砂基礎施工状況写真はとったか	
使用材料は規格品か	埋め戻しは十分に転圧し、こまめに突き固めたか	
配管の屈曲点にマスは設置してあるか	管内に残留物、排水たまりはないか	
二重トラップになっていないか	埋め戻し前に通水試験はしたか	
マスが垂直にセットされているか	承認されたディスポーザ排水処理システムを計画とおり設置したか	

◆便槽・浄化槽

槽内物の汲み取りは確実か	汲み取り後の消毒はしたか	
解体・撤去は確実か	埋め戻し・締め固めは十分か	
既存配水管に問題はないか	解体しない場合の処置は完全か	

◆復旧

施主と、土間コンクリート等の復旧計画について打合せをし、承諾を受けたか		
砕石敷き均しはしたか	コンクリート復旧はしたか	
舗装復旧はしたか		

◆計測器(※公共下水道の場合のみ)

水量計測メーターの設置は確実か	水量計測メーター、カウンタ設置状況写真はとったか	
カウンタは検針し易いよう家屋の前面に設置したか	減量制度および減量メーター有効期限の説明をしたか	

◆施工後

台所、浴室等の維持管理の説明は済んでいるか	取り扱いの説明をしたか	
施主に精算書・竣工図の承諾をうけたか	完成後全景写真はとったか	
手直し部分の処理をしたか	引渡し前の清掃を行ったか	
承認されたディスポーザ排水処理システムを設置した場合、維持管理計画書、維持管理契約書等の写しを下水道課に提出したか、また、施主に維持管理について説明をしたか		

◆その他

竣工後5日以内に工事完了届を提出したか	使用開始届を提出したか	
下水道使用料の説明をしたか		

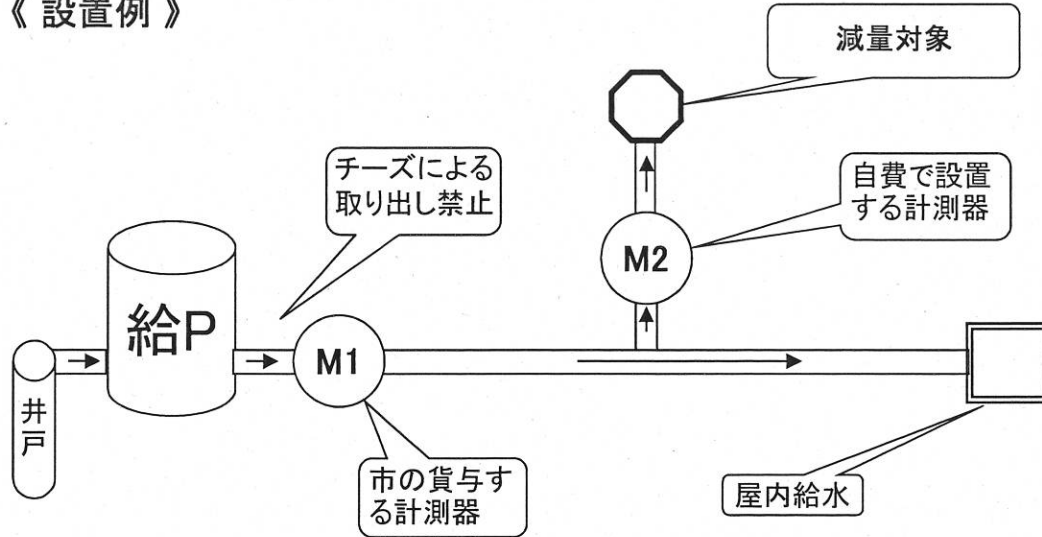
※責任技術者が自主検査を行い、完了届提出時にそのコピーを提出してください。

減量制度および接続特例制度について

◇減量制度を利用する場合

- ①減量水量を計測する計測器は、使用者負担で設置すること。
- ②減量に供する計測器の検定有効期間は8年であり、取替え(自費)が必要であることを説明すること。
- ③減量の申告は、使用者自身が2ヶ月ごとに申告しなければならないことを説明すること。

《設置例》

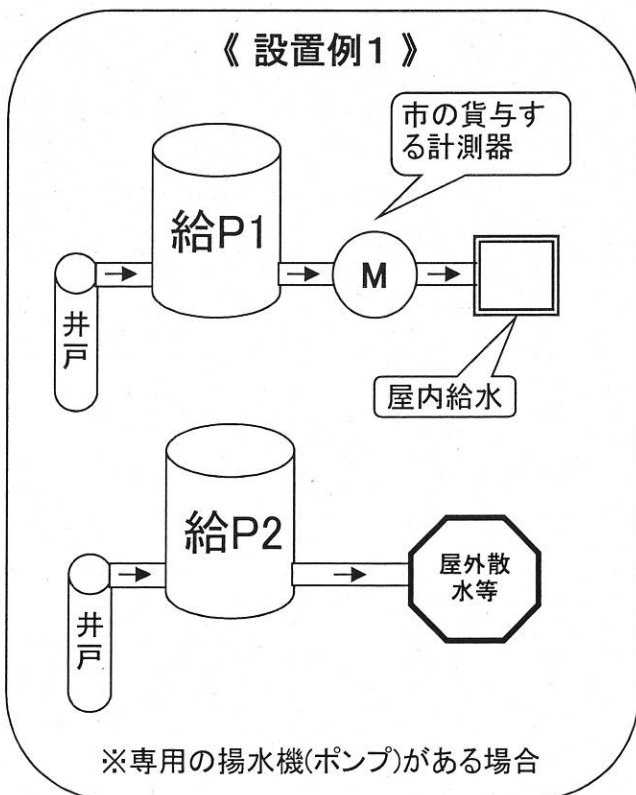


※計測器の設置位置について、ポンプ吐き口と計測器の間より取り出しが出来ないように設置すること

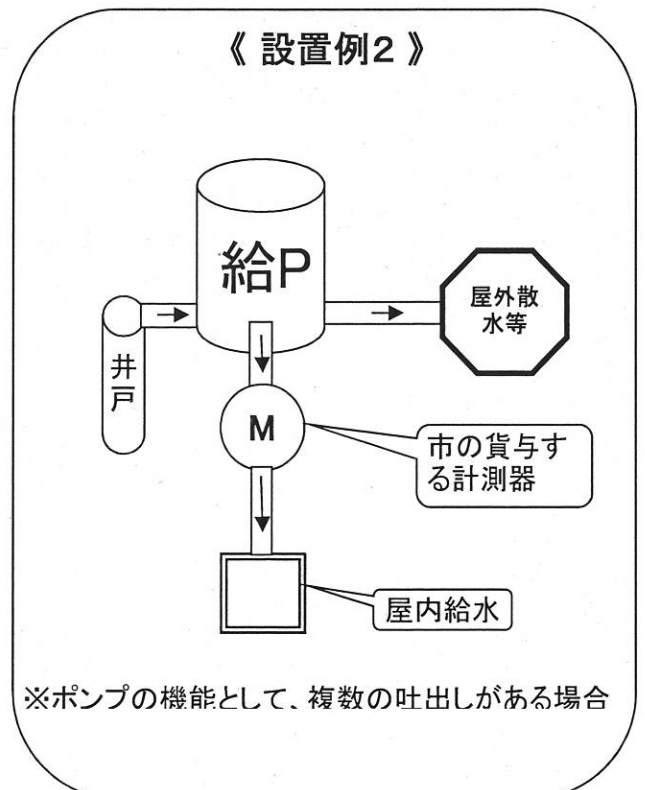
◇接続特例制度を利用する場合

- ①下水に全く排水されない専用の揚水機(ポンプ)がある場合。《設置例1》
- ②ポンプの機能として、複数の吐出しがあり、一方を下水に供しない場合。《設置例2》
- ③専用の揚水機(ポンプ)新設等がある場合、『排水設備接続特例許可申請書』の提出が必要。

《設置例1》



《設置例2》



事業場等の排水設備を実施する指定工事店の皆様へ

工場や店舗などの営業活動において“水”を使用する事業場（以下、「事業場」という）の排水設備を実施するときは、排水設備に関する届出以外に別途届出が必要なときがありますので、事前に必ず上下水道課と協議してください。

事業場の種類によっては、最大60日間の審査期間が必要となることがあります。その審査期間中は工事着手ができません。

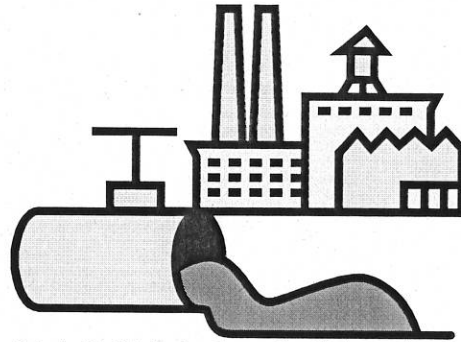
排水設備を実施する事業場が

- ・ 水質汚濁防止法に定められた特定施設である。
- ・ 下水道の排除基準表に定められた値を1項目でも適合しない。
- ・ 日量最大50m³以上の下水を排除する。

に該当するときは、排水設備の手続きとは別の届出が必要となります。

大野市内の特定施設の主な届出業種

- ・ みそ・醤油・食酢・米菓製造業
- ・ 酒などの飲料製造業
- ・ 豆腐製造業
- ・ クリーニング業
- ・ ガソリンスタンド



その他にも、事業場の規模などによっては、特定施設となることがあります。

大野市では、

特に油脂類を排除する事業場は、1日当たりの排除量に関わらず規制する項目となっています。必ず事業場規模に応じた阻集器、又は除害施設を設置してください。なお、阻集器は排水設備として取り扱います。

※内容の詳細は「工場、事業場等の公共下水道利用マニュアル」を定めていますので、必要な方はご連絡下さい。

指定工事店処分等

1) 処分等の決定

違反が認められた場合は、故意の有無に関わらず大野市が大野市排水設備指定工事店の処分等に関する要綱に基づき審査し処分等を決定する。

2) 処分等の種類

処分等の内容		累積点数
行政指導	文書注意	1点
	文書警告	2点から4点まで
処分	指定停止3月	5点から7点まで
	指定停止6月	8点又は9点
	指定取消し	10点以上

点数は、以下の表による。

違反行為		点数
1	不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき	10点
2	営業所ごとに責任技術者が専属しなくなったとき	10点
3	水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者が専属しなくなったとき	10点
4	工事の施行に必要な機械器具を有しなくなったとき	10点
5	福井県内に営業所がなくなったとき	10点
6	次のいずれかに該当することとなったとき、又は法人にあって、その役員の中に次のいずれかに該当する者があることとなったとき	
	ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	10点
	イ 条例第14条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過しない者	10点
	ウ 業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の事由がある者	10点

7	条例第12条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の工事の施行ができないと認められるとき	5点
8	条例第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	2点
9	施行する排水設備等の工事が、公共下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが著しいと認められるとき	2点
10	公共下水道に関する法令等が定めるところに従い適正な排水設備等の工事を施行しなかったとき	2点
11	工事施行の申込みを受けたときに、正当な理由がなくこれを拒んだとき	1点
12	工事契約に際して工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなかったとき	1点
13	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	2点
14	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき	2点
15	条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けずに工事に着手したとき	2点
16	責任技術者の監理の下において設計及び施工をしなかったとき	2点
17	工事の完了後1年以内に生じた故障等は無償で補修しなかったとき（天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものを除く）	2点
18	災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力要請があった場合に、協力しなかったとき	1点
19	正当な理由がなく事務連絡会を欠席したとき	1点
20	その他市長が指定工事店として不適当と認めたとき	その状況に応じ、市長が決定する点数